

する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本共同研究の結果得られた情報については、第三者に漏洩しないものとする。甲及び乙が、本共同研究の内容を学会その他外部に発表する場合には、事前に相互の承諾を得て行うものとする。

(知的所有権の帰属)

第7条 本共同研究を実施することにより得られる成果についての知的所有権は、甲及び乙両者が共有する。

なお、出願等の詳細は、別途、甲乙協議の上決定するものとする。

(設備等の帰属)

第8条 共同研究により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 甲及び乙は、本共同研究終了後、本共同研究によって得られた研究成果について発表若しくは公開する。その場合には事前に相互の承諾を得て行うものとする。

なお、公表の時期・方法等の詳細は、別途甲乙協議の上決定するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が共同研究費を所定の期日までに納付しないとき、または天災その他やむを得ない事由によって研究を進めることができなくなったときは、契約を解除することができる。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定め又は円満に解決するものとする。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日 (日付けは記入しないでください)

甲 千葉県習志野市泉町 1-2-1
日本大学生産工学部生産工学研究所
所長 松井 勇

乙 東京都千代田区九段南〇-〇-〇
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 日本 太郎